

公益信託に関する法律施行規則案について（概要）

令和 7 年 4 月
内閣府公益法人行政担当室

1. 背景

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「法」という。）は、令和 6 年 5 月 22 日に公布され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

今回定める公益信託に関する法律施行規則案（以下「内閣府令案」という。）は、信託行為において定める事項、公益信託の認可、公益信託事務の処理、旧制度下の公益信託からの移行認可等について定めるものである。

2. 内閣府令案の主な内容

今回内閣府令案で定める主な事項は以下のとおりである。

(1) 信託行為において定めるべき事項（法第 4 条第 2 項第 4 号）

法第 4 条第 2 項各号において、公益信託の要件の一つとして、公益信託の信託行為において定めなければならない事項を規定しているところ、同項第 4 号において「その他内閣府令で定める事項」を当該事項の一つとして掲げている。そのため、内閣府令案において、信託行為において定めるべき事項として、記載がなければ不認可となる事項（公益信託の目的や行う区域等）のほか、一定の行為を行う場合に、記載がなければ不認可となる事項（委託先に関する事項等）を定める。

【内閣府令案第 1 条、参考資料 8 及び 9 頁】

(2) 公益信託認可等（法第 7 条から第 15 条まで並びに公益信託に関する法律施行令案（以下「施行令案」という。）第 1 条及び第 2 条）

法第 7 条から第 10 条まで等で、公益信託の受託者になろうとする場合には公益信託認可を申請しなければならないことや公益信託認可の基準について定めている。

内閣府令案では、申請時に必要となる申請書の具体的な記載事項（信託財産に係る予定財産目録や受託者及び信託管理人の略歴等）や添付書類について定める。

また、公益信託認可の基準のうち受託者及び信託管理人の能力要件（受託者は経理的基礎及び技術的能力、信託管理人は監督能力）等について定める。

さらに、法第 12 条第 1 項ただし書の内閣府令で定める軽微な信託の変更について定める。

【内閣府令案第 2 条から第 15 条（第 3 条を除く。）、参考資料 9 頁から 13 頁まで】

(3) 公益信託の財務規律関係（法第 8 条第 9 号、第 16 条及び第 17 条）

① 中期的収支均衡

公益信託において収支の均衡を図らなければならない期間を公益法人制度に倣って 5 年間とし、どのような状態であれば均衡が図られていると判定されるのか、その判定のために、公益信託は毎信託事務年度の終了後、当該信託事務年度における収支の比較を

行うこと、比較対象となる収入と費用の範囲、剰余額がある場合に公益信託の受託者が取ることのできる解消策等について定める。

また、公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金（公益充実資金）を積み立てる場合に満たすべき要件を定める。

【内閣府令案第 16 条から第 23 条まで、参考資料 15 及び 16 頁】

② 公益事務割合

法第 8 条第 9 号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益事務の実施に係る費用の割合（以下「公益事務割合」という。）が内閣府令で定める基準割合以上となることと見込まれるものであることと規定されていることから、内閣府令案において公益事務割合の算定方法を定めるとともに、基準割合については公益事務への費用支出の確保や費用倒れの公益信託の設定を避けるため、既存公益信託の公益事務割合等を考慮して、百分の七十（70%）と定める。

【内閣府令案第 24 条から第 32 条まで、参考資料 17 頁】

③ 使途不特定財産額の保有制限

公益信託における、使途の定まっていない財産（以下「使途不特定財産」という。）の保有制限について、公益信託事務のために費消されない財産が信託財産として過大に蓄積されることを防ぐという制度趣旨を具体的に明確化する観点から、内閣府令において保有制限の対象となる財産額の算定方法等を定める。具体的には、公益法人制度に倣って保有制限の対象とならない財産を示すほか、使途不特定財産の保有可能上限額を過去 5 年間の各信託事務年度における公益事務実施費用額等の平均額に基づき算定すること等を定める。

また、法第 17 条第 2 項では、信託財産であって、災害等の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続するため必要となる公益信託事務継続予備財産（以下「予備財産」という。）については、使途不特定財産の保有制限対象から除外することとされていることから、これを受けた使途不特定財産額や予備財産を保有する場合の公表事項を定める。

【内閣府令案第 33 条から第 37 条まで、参考資料 18 頁】

(4) 特定資産公益信託（法第 8 条）

法第 8 条において、公益信託のうちいわゆる取崩し型の公益信託（以下「特定資産公益信託」という。）については、上記（3）にある財務規律の適用を受けないという規定が設けられている。

内閣府令案では、特定資産公益信託について、信託財産の安定的な運用及び公益信託事務の内容に鑑み、収入及び費用についての予見可能性が高く、財務規律を適用しなくても、財産が死蔵されることなく、公益目的のために活用されることが確保されるものとして、信託財産の要件については、

- i 寄附によって受け入れた資産が金銭である
- ii 安定した収益の確保を目的として信託財産とされたものに限られる

ことを、信託財産の支出の方法については

- i 助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭を支給する方法

ii 信託財産から生じる利子や運用収入を超える額を毎年度支出する旨が信託行為に定められていることを定める。

【内閣府令案第 3 条、参考資料 19 頁】

(5) 財産目録等（法第 20 条及び第 21 条）

法第 20 条は、公益信託の受託者が作成し備え置かなければならない書類等を定め、法第 21 条はその書類等の行政庁への提出及び行政庁による公表について定めている。

内閣府令案では、この作成し備え置かなければならない書類等を定めるとともに、作成後、信託管理人の承認を得なければならず書類を定める。

【内閣府令案第 39 条から第 49 条まで、参考資料 20 頁】

(6) 公益信託の併合等（法第 22 条、第 25 条及び第 26 条）

法第 22 条は、公益信託の併合等には行政庁の認可が必要であることを定めている。

内閣府令案では、受託者が公益信託の併合等の認可を受けようとする場合に作成及び提出する申請書の様式及び添付書類を定めるとともに、公益信託が終了した場合の届出並びに公益信託の清算見込みの届出及び清算終了の届出について様式を定める。

【内閣府令案第 50 条から第 52 条まで、参考資料 21 頁】

(7) 報告及び検査関係（法第 28 条）

法第 28 条は、行政庁による公益信託の受託者の監督について、内閣府令に定めるところにより報告徴収及び立入検査を行うことができることを定めている。

内閣府令案では行政庁は当該報告を求めるときは、報告書の様式、提出期限等を明示することとし、報告を求められた公益信託の受託者は報告書を提出しなければならないことを定める。また、立入検査を行う行政庁の職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める。

【内閣府令案第 53 条及び第 54 条】

(8) 移行認可関係（法附則第 6 条）

法附則第 6 条は、旧公益信託を法の規定による公益信託とするための移行認可の申請について、申請方法及び添付書類の一部について内閣府令に委任している。内閣府令では、申請書の様式を定めるとともに申請書の添付書類として、移行認可に際しての信託の変更があったことを証する書面、移行認可申請前の旧公益信託の計算書類等を定めている。

【内閣府令案第 55 条、参考資料 10 及び 11 頁】

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 6 月

施行：法の施行日（令和 8 年 4 月 1 日予定）